

# 新生児のマイナンバーカードの申請が 出生届と同時に

できるようになりました！



## 新生児のマイナンバーカードは「顔写真なし」で「特急発行」

産まれたばかりの赤ちゃんのマイナ保険証を作るには、先にマイナンバーカードの取得が必要です。通常、マイナンバーカードを申請してから交付されるまで概ね1か月程度かかりますが、新たに出産した赤ちゃんや現在のマイナンバーカードを紛失された方など、特に速やかな交付が必要となる方を対象として、令和6年12月2日から原則1週間で自宅にマイナンバーカードが届く「特急発行・交付制度」の仕組みがスタートしています。

詳しくは、裏面の「新生児のマイナ保険証を作る手順」をご参照をお願いいたします。

※通常、出生届の提出後に送付している個人番号通知書は原則届きませんが、マイナンバーカードの台紙に同内容が記載されます。

出生届兼マイナンバーカード交付申請書はこちらのQRコードからダウンロードできます。(A3用紙に印刷してお使いください。)



郵送受取は  
嬉しいね！



# 新生児のマイナ保険証を作る手順



## STEP 1 出生届と同時にマイナンバーカードの交付申請をする

マイナンバーカードと健康保険証の一体化等により、出生後速やかにマイナンバーカードを交付するため、令和6年12月2日より、**新生児の顔写真なしのマイナンバーカード**を出生届の提出にあわせて申請できるようになります。

**出生届兼マイナンバーカード交付申請書**の様式を印刷またはお住まいの市区町村から入手し、必要事項を記入の上提出します。郵送やオンライン提出が可能な場合もあるので、あらかじめ確認しましょう。出生届兼マイナンバーカード交付申請書が受理されると、**原則1週間**でご自宅またはご指定の送付先にマイナンバーカードが届きます。

※子どものマイナンバーを早く知りたい場合は、住民票を取得するとすぐに確認できます。  
※出生届兼マイナンバーカード交付申請書をお住まいの市区町村以外で提出した場合等は、さらに日数を要する場合があります。

すぐ届くのは  
助かるなあ♪



## STEP 2 保護者が会社員等の場合は勤め先へマイナンバーを伝える

ママ・パパが会社員等で、産まれた子どもを健康保険の被扶養者とする場合、ママやパパの事業所（勤務先）へ子どものマイナンバーを含めた届け出をする必要があります。

マイナンバーカードは通常、交付申請から1週間で自宅に届きますが、**早めに手続きを進めたい場合は、住民票を取得して番号を確認する**といいでしょう。



## STEP 3 マイナンバーカード到着後、健康保険証の利用登録をする

子どものマイナンバーカードで健康保険証の利用登録をするには、ママやパパがスマートフォン端末等でマイナポータルを起動し、**子どものマイナンバーカードを読み取って健康保険証利用の申し込み**をします。他にも、医療機関・薬局のカードリーダーや、セブン銀行ATMからも、マイナ保険証の利用登録ができます。

### マイナ保険証はいつから利用可能？

マイナポータル等のインターネットから利用申込を行った場合、現在は申込2日後（土日祝日を除く2日）までに登録が完了する見込みです。

早めの登録  
しておこう！

マイナンバーカードの保険証利用申し込みの詳細はこちらの URL からご確認ください。

**URL** [https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html) ▶

